

【件名】

次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策について

【要旨】

子どもや若者の豊かな心を育む文化芸術の鑑賞・体験の機会を促進するため、標記充実策をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

1 背景

- ・「中野区基本構想」が改定され（令和3年3月）、これを踏まえて「中野区基本計画」（令和3年9月）、「中野区文化芸術振興方針」（令和5年3月）が策定された。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、子どもや若者の体験活動が相当失われた。
- ・特に子どもや若者において、身近にプロフェッショナルな文化・芸術に触れ、また、体験できる機会が少ない。
- ・区内において、文化・芸術に関して活動する場所や発表する機会が限られている。

2 目的

子どもや若者が、身近に文化・芸術に触れ、体験できる取組や環境づくりを進めることで、創造性や表現力を高め、多様性を受け入れることができる心の豊かさを育てていく。そして、これらを軸として、文化・芸術をまち全体に展開していく。

3 中野区の子どもたちの文化・芸術に関する現状と課題

（1）子どもの文化・芸術に関して、区民のニーズが高い一方、現在の文化的環境に対する満足度が低い

- ・「子どもの文化芸術体験を重要である」は89.1%である一方、「中野区の文化的環境に満足している」は16.1%である（「中野区文化芸術活動に関する実態調査」2020年3月）。
- ・文化・芸術、子育て・教育に関する事業を対象に実施している「中野区シティプロモーション事業助成」への関心と需要が高まっている。
- ・同事業助成を受けた取組に参加した区民からは、「継続して実施してほしい」、「さらに拡大して実施してほしい」という声が多い。また、地域や学校などアウトリーチによる事業展開があると、参加した区民（子どもたち、親など）の満足度が非常に高い。
- ・プロフェッショナルの文化・芸術に触れた区民（子どもたち、親など）の満足度が高く、また、行動変容につながった例が見られる。

- (2) 子どもが文化・芸術に触れ、体験する機会が少ない
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、多くの事業が中止となるなど、子どもたちが文化・芸術に触れ、体験する機会が減少した。
  - ・文化・芸術活動を継続させ、さらに拡大して区民に提供していくためには、一定規模の施設を確実に確保することや、事業資金の援助などの支援が不可欠である。
- (3) 子どもや若者の文化・芸術活動や発表機会が限られている
  - ・18歳未満の子どもによる区内文化施設（音楽室やリハーサル室）の利用は、全体的に低い。
  - ・若い世代が、自身の文化・芸術活動を発表する機会や場所が少ない。
- (4) 文化・芸術活動における場所が限られている
  - 区有施設は、防音などが整備された場所が少なく、和太鼓をはじめ、大きな音や振動が生じる場合、練習など活動できる場所が非常に限られている。
- (5) 文化・芸術活動に関する情報発信が弱い
  - 「中野区からの文化芸術活動における情報発信を十分だと思わない」は35.7%（「2022年中野区区民意識・実態調査」）。
- (6) 23区において、文化芸術に関わる財団又は基金を設けていない区はわずかである。

#### 4 基本的な考え方

- (1) 子どもや若者の豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会を増やす
- (2) 主に次世代を担う子どもたちや若者の文化・芸術活動を促進するための環境づくりを進める
- (3) 中野区における文化・芸術活動や作品の情報発信を強化する

#### 5 充実策の取組

- (1) 子ども育成文化・芸術事業認定制度（区公認制度）

子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業のうち、実施者の実績や事業の創造性、波及効果などを総合的に審査し、優れていると判断できるものを「子ども育成文化・芸術事業」として認定し、ホールなどの区有文化施設の利用料金を減額する。

また、認定事業として区及び指定管理者の広報媒体で広く情報発信していくことで、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術事業の促進を図り、子どもの鑑賞・体験機会を充実させる。

##### ア 対象

区有文化施設における子どもを対象とした文化・芸術事業

## イ 認定方法

プレゼンテーション及び書類による審査

※審査は関連所管の管理職により行う。また、有識者や関係者などをオブザーバーとし、参考意見を聴取する。

## ウ 想定団体（事業）数

3～5団体（事業）

## エ 認定基準

- ① 子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会として優れているか

子どもの参加しやすさ、事業の継続性、実行可能性、将来性など

- ② 実績を挙げているアーティストが関わっている事業であるか

アーティストの経歴や実績（子どもを対象とした文化・芸術活動や事業への関与）など

## オ 認定結果と支援内容

- ① 認定結果

・「優」：認定基準①、②を満たした事業

・「良」：認定基準①を満たした事業

※シティプロモーション事業助成の交付決定事業は、「良」として認定する。

- ② 支援内容

（ア）事業で利用する区有文化施設全ての利用料金の減額（上限額を設定）

・「優」：利用料金の80%を減額する。

・「良」：利用料金の50%を減額する。

（イ）区及び指定管理者の情報媒体等による広報周知

区及び指定管理者のホームページやSNS、「ないせず」により事業を周知する。

- ③ 認定事業の発展に向けた取組

事後評価によるインセンティブを付与するなど、事業の発展を促す仕組みとする。

## カ 認定期間及び申請可能期間

認定を受けた年度を認定期間とし、最大3年度申請できるものとする。

## キ 特に優れた事業について

特に優れた実績を挙げた事業については、なかのZERO指定管理者が実施する区の指定事業に組み込むなど、子どもを対象とした事業の拡充につなげていく。

## （2）子どもの文化・芸術活動等を活性化するための施設利用料金の減額

子どもの文化・芸術活動や区立・区内私立学校における部活動に対し、ホールなどの区有文化施設全ての利用料金を減額することで、活動の活性化を図る。

### ア 対象

4月1日時点で18歳未満の子どもの文化・芸術活動（区立・区内私立学校の部活動含む）

イ 減額率

50%

ウ その他の減額

アの対象において、利用日の3か月前を過ぎたホール施設を利用する場合（集客は不可）は、より高い減額率で利用できるものとする（大・小ホール：9割／野方、芸小：8割を想定）。また、1団体が利用できる回数の上限を設けることも検討する。

(3) 「子ども・若者文化芸術振興基金」の設置と同基金を活用した事業の実施

ア 基金の設置理念

特に子ども・若者が文化・芸術に触れ、体験する機会が少ないことを踏まえ、子ども・若者の豊かな心を育む多様な文化芸術に係る鑑賞及び体験の機会の促進し、それにより文化芸術の振興に寄与すること。

イ 基金の設置理由

- ・次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実には持続的な取組が不可欠である。
- ・安定的かつ継続的な取組が担保できる。
- ・このような取組に対する寄附が期待できる。
- ・区の文化・芸術を通じた子どもや若者（次世代）を育成していくという区の方針・姿勢を区内外発信できる。
- ・さらなる文化・芸術情報の収集や区への愛着・シビックプライドの醸成につながる。

ウ 基金を活用した事業

まずは、身近に良い文化・芸術に触れ、身近な場所での体験や活動の機会を促進することに重点を置き、①・②の事業を展開していく。その後、各事業の実施結果や基金の運用状況などを踏まえ、③の事業を展開していく。

① 子ども・若者育成文化・芸術アウトリーチ事業

区内で活動するアーティストや団体が行っている子どもや若者の育成に資する文化・芸術事業を希望する施設にアウトリーチして提供していく。

(ア) 対象施設

区民活動センター、保育園、幼稚園、児童館、特別支援学校、児童養護施設など

(イ) 内容

各施設のニーズを踏まえて、アウトリーチが可能な区内で活動するアーティストや団体を活用していく。この中で次世代を担う若手のアーティストや団体の起用を促していく。

② 新庁舎1階の区民交流スペース等を活用した事業の展開

子どもを対象とした文化・芸術の発表や交流の場として活用など

③ より幅広いジャンルのプログラムの展開

事業の実施主体や参加者の満足度や参加者から寄せられる意見などを踏まえな

がら、子どもや若者を中心により多くの区民の関心や参画を図るため、文化芸術に関するさまざまなジャンルのプログラムを実施場所なども工夫しながら企画・実施していく。

また、現在実施している中野区シティプロモーション事業助成は、同基金を活用した事業助成への転換について、今後検討していく。

#### (4) 情報発信の強化

- ・ SNSを積極的に活用するとともに、ホームページや「ないせす」などの掲載情報の改善を図る。
- ・ 実際に鑑賞や体験をした子どもたちなど参加者の声や、ナカノ観光レポーターによるレビューを発信する。
- ・ アーティストバンクを創設するとともに、アーティストや団体による情報発信を促す。

## 6 スケジュール（予定）

- 令和6年 2月 「子ども・若者文化芸術振興基金設置条例」の議案提出  
 4月 「子ども・若者文化芸術振興基金」の設置  
 7月 文化施設利用料金減額の運用開始  
 11月～ 「子ども・若者文化芸術振興基金」を活用した事業の実施

参考（文化芸術基本法第8条から第14条に列挙されている文化芸術）

区分	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊など
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など（伝統芸能を除く。）
生活文化、国民娯楽及び出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋など）、出版物、レコードなど
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭など 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能